

令和3年第3回

市議会定例会資料

目 次

議案第 8 8 号 関 係	-----	1
議案第 8 9 号 関 係	-----	4
議案第 9 0 号 関 係	-----	5
議案第 9 1 号 関 係	-----	1 0
報告第 1 5 号 ~ 報告第 1 6 号 関 係	-----	3 1
報告第 1 7 号 関 係	-----	3 9
報告第 1 8 号 関 係	-----	4 0

令和3年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第6号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費	1,379				1,379	
	ふるさと基金積立金 (財政課)		寄附金を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費	3,000,000					3,000,000
	財政調整基金積立金 (財政課)		令和2年度決算における実質収支額を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、今後の新たな行政需要に対する財政出動に備え、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	545				545	
	まち・ひと・しごと創生総合戦略・子育て世代転入促進事業費 (秘書広報課)		企業版ふるさと納税による民間資金を活用し、子育て世代の転入促進を目的としたシティプロモーション事業を実施することに伴い、消耗品費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	27,022	27,022				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (行政改革推進室)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、非対面型の行政サービスの推進のため、キャッシュレス決済機能を有するセルフレジを導入することに伴い、通信運搬費、手数料、委託料、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 企画費	110	110				
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (情報推進課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、来庁による接触機会を抑制するため、問い合わせに対してウェブ上で自動応答できるAIチャットボットを導入することに伴い、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
6	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	19,795					19,795
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (文化生涯学習課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として休館した市民文化会館における指定管理者の利用料金収入等を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
7	(款) 総務費 (項) 徴税费 (目) 賦課徴収費	30,000					30,000
	過年度市税還付金及び還付加算金 (収納課)		市税の還付について、確定申告等の修正により過年度市税還付金等に不足が見込まれるため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				

令和3年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第6号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (市民課)	28,457	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	28,457						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、ICTを活用し、手続の省略化、効率化のため、住居表示管理システムを導入することに伴い、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
9	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 交通安全推進費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (安全対策課)	1,113	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,113	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として閉鎖した東海岸南駐車場における指定管理者の利用料金収入等を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
10	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 体育施設費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (スポーツ推進課)	19,718	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						19,718	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として休館した体育館、屋内温水プール、柳島スポーツ公園における指定管理者の利用料金収入等を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
11	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 感染症対策事業費 (保健予防課)	1,687	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,687	
			令和2年度の精算に伴う結核医療費国庫負担金及び国庫補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
12	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課)	109,383	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	62,082		17,891		1,379	28,031	
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うPCR検査の実施件数や入院患者の増加に対応するとともに、相談・患者対応などに係る業務などに従事する人員体制を強化するため、委託料、使用料及び賃借料、扶助費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
13	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健所費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健企画課)	458	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	458						
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、会議等への出席による接触機会を抑制するため、オンライン会議の環境を整備することに伴い、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
14	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費 道の駅整備推進事業費 (産業振興課) (継続費・債務負担行為) (繰越明許費)	108,512	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	3,535		74,832	25,900		4,245	
			国道134号外道路改良工事(その2)について、交通管理者との協議やオリンピック等の影響による同工事(その1)の工事発注時期が遅れたことにより、工期等を見直したことに伴い、委託料、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				

令和3年第3回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和3年度 補正第6号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費	12,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	12,000						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (都市政策課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた新型感染症強靱化対策として、コミュニティバス利用者が非接触による運賃支払いを可能とするため、キャッシュレス決済端末を導入することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
16	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 街路事業費	25,258	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	6,490			13,700		5,068	
	東海岸寒川線街路事業費 (道路建設課)		東海岸寒川線の歩道未整備区間の用地買収に伴い、消耗品費、公有財産購入費、補償補填及び賠償金を増額するとともに、当該地に歩道を暫定整備することに伴い、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
17	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 公園費	222	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						222	
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (公園緑地課)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として閉鎖した柳島しおさい公園の一部施設における指定管理者の利用料金収入等を補償するため、補償補填及び賠償金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
18	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 教育振興費	4,702	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	4,702						
	特別支援学級関係経費 (学校教育指導課)		市内の特別支援学級における在籍児童数の平準化を図るため、柳島小学校に特別支援学級を設置することに伴い、消耗品費、修繕料、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
19	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 教育振興費	8,249	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	6,604					1,645	
	特別支援学級関係経費 (学校教育指導課)		市内の特別支援学級における在籍生徒数の平準化を図るため、鶴が台中学校に特別支援学級を設置することに伴い、消耗品費、修繕料、委託料、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				

令和 3 年第 3 回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和3年度 補正第2号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 介護保険運営基金 (項) 介護保険運営基金 (目) 介護保険運営基金 介護保険運営基金積立金 (高齢福祉介護課)	459,180	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	79,074				380,106		
			保険給付等の財源として収入した介護保険料のうち、保険給付等への充当がなされなかったもの等について介護保険運営基金に積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				
2	(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 償還金 償還金 (高齢福祉介護課)	45,902	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					45,902		
			令和2年度に収入した国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和3年7月29日)				

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

個人市民税の寄附金税額控除の対象として条例で指定する特定非営利活動法人の指定期間が満了したことに伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号

3 条例の概要

- (1) 個人市民税の寄附金税額控除の対象として掲げる特定非営利活動法人から、特定非営利活動法人に対する寄附金の支出が控除の対象となる期間として指定する期間が満了したものを除くこととした。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
別表（第25条の8関係）			別表（第25条の8関係）		
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	期間	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	期間
略	略	略	略	略	略
			特定非営利活動法人ゆい	茅ヶ崎市浜須賀4番4号	平成28年1月1日から令和3年6月30日まで
略	略	略	略	略	略

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例参照条文

○地方税法

(寄附金税額控除)

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- 一 都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
 - 二 社会福祉法第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの
 - 三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの
 - 四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
- 2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。
- 一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。
 - 二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。
- 3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。
- 4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

- 5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。
- 7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 9 第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金（第十一項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。
- 10 第二項から第八項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。
- 11 第一項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。
 - 一 当該納税義務者が第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八十五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の六十七
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十七
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十
四千万円を超える金額	百分の四十五

- 二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額（次号において「課税山林所得金額」という。）及び同項に規定する課税退職所得金額（同号において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十
- 三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する

とき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

1 2 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

1 3 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。

1 4 市町村長は、第一項（第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

レジオネラ症の発生防止のため公衆浴場における衛生等管理要領等が改正されたことを踏まえ、旅館業の浴室等及び公衆浴場の衛生措置等の基準を見直す等のため提案する。

2 根拠法規

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条第2項
- (2) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第3項
- (3) 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第1項から第3項まで

3 条例の概要

(1) 旅館業法施行条例関係

ア 旅館業の衛生措置の基準について次のとおり改めることとした。（別表第1関係）

(ア) 浴槽水の消毒について、浴槽水中の遊離残留塩素濃度の基準を引き上げるとともに、消毒にモノクロラミンを用いる場合における浴槽水中のモノクロラミン濃度の基準を加えること等とした。

(イ) 集毛器等の浴室等の設備について清掃及び消毒に係る基準を見直すこととした。

(ウ) 浴槽水のモノクロラミン濃度の測定記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管することとする基準を加えることとした。

(エ) その他規定を整備することとした。

イ 旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準及び下宿営業の施設の構造設備の基準について次のとおり改めることとした。（別表第2から別表第4まで関係）

(ア) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこととする基準により難しい場合において、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続してはならないこととする基準を加えることとした。

(イ) 気泡発生装置等は、空気取入口から浴槽水等が入らないような構造であることとする基準を加えることとした。

(ウ) その他規定を整備することとした。

(2) 公衆浴場法施行条例関係

ア 公衆浴場の衛生措置等の基準について次のとおり改めることとした。（別表第1関係）

(ア) 公衆浴場の衛生措置の基準関係

- a 集毛器等の設備について清掃及び消毒に係る基準を見直すこととした。
- b 浴槽水の消毒について、浴槽水中の遊離残留塩素濃度の基準を引き上げるとともに、消毒にモノクロラミンを用いる場合における浴槽水中のモノクロラミン濃度の基準を加えること等とした。
- c 浴槽水のモノクロラミン濃度の測定記録は、検査の日の翌日から起算して3年間保管することとする基準を加えることとした。
- d 混浴制限年齢を7歳に引き下げることとした。
- e その他規定を整備することとした。

(イ) 公衆浴場の構造設備の基準関係

- a 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこととする基準により難しい場合において、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続してはならないこととする基準を加えることとした。
- b 気泡発生装置等は、空気取入口から浴槽水等が入らないような構造であることとする基準を加えることとした。
- c その他規定を整備することとした。

イ 規定を整備することとした。(第2条、第4条、別表第2関係)

(3) この条例は、令和3年12月1日から施行することとした。

旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
	(旅館業法施行条例の一部改正)	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)
1	略	略
2	略	略
3	洗面用水は、飲料水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水)をいう。	洗面用水は、飲用に適する水
4	以下同じ。)を使用すること。	_____を使用すること。
5	略	略
6	略	略
7	略	略
8	浴室等の管理は、次の基準によること。 (1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水)をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上がり用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水)をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))は、規則に定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。	(1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。)、原水(原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水)をいう。以下同じ。)、上がり用湯(洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。)及び上がり用水(洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水)をいう。以下同じ。)並びに浴槽水(浴槽内の湯水をいう。以下同じ。))は、規則に定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。
	(2) 浴槽水は1年に1回以上、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。	(2) 浴槽水は1年に1回以上、原湯、原水、上り用湯及び上り用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。
	(3) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水について、施設の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。ただし、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が飲料水	(3) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水について、施設の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。ただし、原湯、原水、上り用湯及び上り用水が水道法(昭和32年法律第177号)に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から供給される水を使用するものである場合は、この限りでない。

(4) 略

(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器等及び循環配管（湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）内の汚れを排出し、ろ過器等及び循環配管の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。

(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度はモノクロロミン濃度は、頻繁に測定し、遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム以上、モノクロロミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水のpH値が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(7) 略

(8) 略

(9) 貯湯槽（原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。）内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

(10) 略

(11) 集毛器（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

(12) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微少な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）は、内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。

(13)

(4) 略

(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器

を使用している浴槽にあっては、1週間に1回以上、逆洗浄その他の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。

(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラム

以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の酸素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(7) 略

(8) 略

(9) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時にあつては摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあつては、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

(10) 略

(11) 集毛器は、毎日清掃する

(12) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微少な水粒を発生

させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合にあっては、浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等及び循環配管の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。

(13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、定期的に清掃すること。

(14) オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 原湯、原水、上り用湯、上り用水及び浴槽水の水質検査記録並びに遊離残留塩素の検査記録は、

検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。

9 略

別表第2（第6条関係）

1 略

1 0 略

1 1 浴室等は、次の要件を満たすものであること。

(1) 浴室等は、次の要件を満たすものであること。

ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(3) 浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(4) 浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(5) 略

(6) 回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、

回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行え

浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等並びにろ過器等及び循環配管の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。

(14) 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための調節箱は、定期的に清掃及び消毒を行い、内部の生物膜を除去すること。

(15) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、オーバーフロー還水管及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水の水質検査記録並びに浴槽水の遊離残留塩素濃度又はモノクロラミン濃度の測定記録は、

検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。

9 略

別表第2（第6条関係）

1 略

1 0 略

1 1 浴室等は、次の要件を満たすものであること。

(1) 浴室等は、次の要件を満たすものであること。

ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(3) 浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(4) 浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(5) 略

(6) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、

オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続せず、かつ、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行え

る位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

(7) 略

(8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。

(9) 略

1 2 略

別表第3（第7条関係）

1

） 略

7

8 浴室等は、次の要件を満たすものであること。

(1)

） 略

(3)

(4) 浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(5) 略

(6) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難い場合に於ては、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続せず、かつ、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

(7) 略

(8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。

(9) 略

9 略

別表第4（第8条関係）

1

） 略

5

る位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

(7) 略

(8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこり、　　が入らないような構造であること。

(9) 略

1 2 略

別表第3（第7条関係）

1

） 略

7

8 浴室等は、次の要件を満たすものであること。

(1)

） 略

(3)

(4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(5) 略

(6) 回収槽の水を浴用に供する構造になつていないこと。ただし、これにより難い場合に於ては

　　、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

(7) 略

(8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこり、　　が入らないような構造であること。

(9) 略

9 略

別表第4（第8条関係）

1

） 略

5

6 浴室等は、次の要件を満たすものであること。

(1)

く 略

(3)

(4) 浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(5) 略

(6) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続せず、かつ、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

(7) 略

(8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないような構造であること。

(9) 略

7

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

(6) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

6 浴室等は、次の要件を満たすものであること。

(1)

く 略

(3)

(4) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられていること。

(5) 略

(6) 回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

(7) 略

(8) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

(9) 略

7

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 略

(3) 水道水 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する給水装置により供給される水をいう。

(4) 略

(5) 略

(6) 上り用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

(7) 上り用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

(7) 略

(8) 飲料水 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水をいう。

(9) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。

(10) 貯湯槽 原湯等を貯留する槽をいう。

(11) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。

(12) 循環配管 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。

(衛生措置等の基準)

第4条 略

2 略

3 前項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1のとおりとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であつて、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表の1の項(2)(浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで及び(11)から(15)まで並びに同表の2の項(10)から(14)まで及び(16)に掲げる基準は、適用しない。

別表第1(第4条関係)

1 衛生措置の基準

(1) 飲料水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則に定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。

(2) 浴槽水は1年に1回以上、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。

(3) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が飲料水以外の場合は、公衆浴場の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。

(4) 略

(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、逆洗浄その他

(8) 略

(衛生措置等の基準)

第4条 略

2 略

3 前項に規定する公衆浴場以外のその他の公衆浴場に係る衛生措置等の基準は、別表第1のとおりとする。ただし、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室であつて、市長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、同表の1の項(2)(浴槽水に係る部分に限る。)、(4)から(7)まで及び(11)から(14)まで並びに同表の2の項(10)から(14)まで及び(16)に掲げる基準は、適用しない。

別表第1(第4条関係)

1 衛生措置の基準

(1) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水並びに浴槽水は、規則に定める基準(以下「水質基準」という。)に適合するように水質の管理をすること。

(2) 浴槽水は1年に1回以上、原湯、原水、上り用湯及び上り用水は浴槽水が水質基準に適合しなかつた場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。

(3) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水が水道水以外の場合は、公衆浴場の使用開始の日前までに水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。

(4) 略

(5) 浴槽は、毎日、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用している浴槽にあつては、1週間に1回以上、逆洗浄その他

の適切な洗浄方法で、ろ過器等及び循環配管

内の汚れを排出し、ろ過器等及び循環配管の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。

(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度又はモノクロラミン濃度は、頻繁に測定し、遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム以上、モノクロラミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水のpH値が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたとときは、この限りでない。

(7) 略

(8) 略

(9) 貯湯槽 内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時）にあつては摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

(10) 略

(11) 集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

(12) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）は、内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。

(13)

浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等並びにろ過器等及び循環配管の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。

(14) 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための調節箱は、定期的に清掃及び消毒を行い、内部の生物膜を除去すること。

(15) 浴槽からあふれた湯水 を浴用に供

の適切な洗浄方法で、ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）内の汚れを排出し、ろ過器等の生物膜を適切な消毒方法で除去するとともに、浴槽は、浴槽水を完全に換水して清掃を行うこと。

(6) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度は、頻繁に測定し、1リットル中0.2ミリグラム

以上とすること。ただし、原湯若しくは原水の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原湯若しくは原水の酸素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合又は他の消毒方法を使用する場合において、他の適切な衛生措置を行うことを条件として市長が適当と認めたとときは、この限りでない。

(7) 略

(8) 略

(9) 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯水の温度は、湯の補給口、底部等全ての箇所において摂氏60度（最大使用時）にあつては摂氏55度）以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

(10) 略

(11) 集毛器は、毎日清掃する こと。

(12) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置している場合にあつては、浴槽水の水質検査の結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに気泡発生装置等の使用を中止し、当該気泡発生装置等及びろ過器等の洗浄、消毒等の適切な衛生措置を講じること。

(13) 洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱は、定期的に清掃する

(14) オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の水を浴用に供

しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、オーバーフロー
 還水管及びオーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）の内部の
 清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう
 に回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。

- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略

(20) 原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水の水質検査記録並
 びに浴槽水の遊離残留塩素濃度又はモノクロミン濃度の測定記録は、
 検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。

(21) 7歳以上上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が利用形態か
 ら風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 構造設備の基準

- (1) 略
- (10) 略

(11) 浴槽水をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽にあっては、循環
 している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられて
 いること。

- (12) 略

(13) 浴槽からあふれた湯水を浴用に供する構造になっていないこと。た
 だし、これにより難しい場合にあっては、オーバーフロー還水管は、直接
 循環配管に接続せず、かつ、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行
 える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように
 回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

- (14) 略
- (15) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らない
 ような構造であること。
- (16) 略

別表第2（第4条関係）

- 1 略
- 2 略

しないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、回収槽の壁面
 の

清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう
 に回収槽の水を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。

- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略

(19) 原湯、原水、上り用湯、上り用水及び浴槽水の水質検査記録及
 び遊離残留塩素の検査記録

検査の日の翌日から起算して3年間保管すること。

(20) 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、市長が利用形態か
 ら風紀上支障がないと認める場合は、この限りでない。

2 構造設備の基準

- (1) 略
- (10) 略

(11) ろ過器等により浴槽水を循環させる構造の浴槽にあっては、循環
 している浴槽水を補給する設備は、浴槽の底部に近い部分に設けられて
 いること。

- (12) 略

(13) 回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。た
 だし、これにより難しい場合にあっては

、回収槽は、地下埋設以外で清掃が容易に行
 える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように
 回収槽の水を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

- (14) 略
- (15) 気泡発生装置等は、空気取入口から土ぼこりが入らない
 ような構造であること。
- (16) 略

別表第2（第4条関係）

- 1 略
- 2 略

3 基準の適用除外

前2項の基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあっては、別表第1の1の項(2)（浴槽水に係る部分に限る。）、(4)から(7)まで及び(11)から(15)まで並びに同表の2の項(10)から(14)まで及び(16)の基準は、適用しない。

3 基準の適用除外

前2項の基準にかかわらず、浴槽水を循環させることなく客1人ごとに換水する浴室にあっては、別表第1の1の項(2)（浴槽水に係る部分に限る。）、(4)から(7)まで及び(11)から(14)まで並びに同表の2の項(10)から(14)まで及び(16)の基準は、適用しない。

旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例参照条文

○旅館業法

第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる

- 一 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
- 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 第一項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの

4 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長）は、前項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内の施設につき第一項の許可を与える場合には、あらかじめ、その施設の設置によつて前項各号に掲げる施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）については、当該学校が大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。以下この項において同じ。）が設置する学校をいう。）又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（以下この項において「公立大学法人」という。）が設置する学校であるときは当該大学の学長、高等専門学校であるときは当該高等専門学校の校長、高等専門学校以外の公立学校であるときは当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（幼保連携型認定こども園である

ときは、地方公共団体の長）、高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校であるときは学校教育法に定めるその所管庁、国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であるときは都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長）の意見を、児童福祉施設については、児童福祉法第四十六条に規定する行政庁の意見を、前項第三号の規定により都道府県の条例で定める施設については、当該条例で定める者の意見を求めなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により、第一項の許可を与えない場合には、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を申請者に通知しなければならない。

6 第一項の許可には、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な条件を附することができる。

第四条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

3 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、旅館業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

○公衆浴場法

第二条 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、公衆浴場の設置の場所若しくはその構造設備が、公衆衛生上不相当であると認めるとき又はその設置の場所が配置の適正を欠くと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

3 前項の設置の場所の配置の基準については、都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）が条例で、これを定める。

4 都道府県知事は、第二項の規定の趣旨にかんがみて必要があると認めるときは、第一項の許可に必要な条件を附することができる。

第三条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

○旅館業法施行令

（構造設備の基準）

第一条 旅館業法（以下「法」という。）第三条第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 一客室の床面積は、七平方メートル（寝台を置く客室にあつては、九平方メートル）以上であること。

二 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。

四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。

五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。

六 適当な数の便所を有すること。

七 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

- 八 その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下この条において同じ。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 2 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 客室の延床面積は、三十三平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿泊者の数を十人未満とする場合には、三・三平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
 - 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね一メートル以上であること。
 - 三 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 六 適当な数の便所を有すること。
- 七 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。
- 3 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
 - 二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
 - 三 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
 - 四 適当な数の便所を有すること。
 - 五 その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること。

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

公衆浴場における水質基準等に関する指針等の改正を踏まえ、レジオネラ症の発生防止のため浴槽水等の水質基準を見直すため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項
- (2) 旅館業法施行条例（平成28年茅ヶ崎市条例第64号）別表第1の8の項
- (3) 公衆浴場法施行条例（平成28年茅ヶ崎市条例第65号）別表第1の1の項

3 規則の概要

(1) 旅館業法施行細則関係

- ア 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質基準並びにその検査事項及び検査方法を見直すこととした。（第9条関係）
- イ 規定を整備することとした。（第2条、第1号様式関係）

(2) 公衆浴場法施行細則関係

- ア 飲料水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質基準並びにその検査事項及び検査方法を見直すこととした。（第10条関係）
- イ 規定を整備することとした。（第2条、第1号様式関係）

- (3) この規則は、令和3年12月1日から施行することとした。

旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前																					
<p>(旅館業法施行細則の一部改正) (営業許可申請書) 第2条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 洗面用水が飲料水 _____ _____ である場合は、水質検査成績書の写し (4) 原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水が飲料水</u> _____ _____ 以外の水 である場合は、水質検査成績書の写し (4) 原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水が飲料水</u> _____ _____ 以外の水 である場合は、水質検査成績書の写し (4) 原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水が第9条第1項の水質基準に適合していることを証する書類の写し</u> (浴槽水等の水質基準) 第9条 旅館業法施行条例（平成28年茅ヶ崎市条例第64号。以下「条例」という。）別表第1の8の項(1)に規定する原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難く、かつ、衛生上危害が生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。</u></p>	<p>(営業許可申請書) 第2条 略 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 略 (2) 略 (3) 洗面用水が水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業の用に供する水道、<u>専用水道又は貯水槽水道から供給される水以外の水</u> _____ _____ である場合は、水質検査成績書の写し (4) 原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u> _____ _____ が水道法に規定する水道事業の用に供する水道、<u>専用水道又は貯水槽水道から供給される水以外の水</u> _____ _____ である場合は、原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u> _____ _____ が第9条第1項の水質基準に適合していることを証する書類の写し (浴槽水等の水質基準) 第9条 旅館業法施行条例（平成28年茅ヶ崎市条例第64号。以下「条例」という。）別表第1の8の項(1)に規定する原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u> _____ _____ の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難く、かつ、衛生上危害が生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。</p>																					
<table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3 pH値</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 有機物（全有機炭素の量）</td> <td>有機物（全有機炭素の量）</td> <td>有機物（全有機炭素の量）</td> </tr> </table>	略	略	略	3 pH値	略	略	—			4 有機物（全有機炭素の量）	有機物（全有機炭素の量）	有機物（全有機炭素の量）	<table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>3 水素イオン濃度</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4 有機物等(過)</td> <td>1リットル中10ミリダ</td> <td>測定法</td> </tr> </table>	略	略	略	3 水素イオン濃度	略	略	4 有機物等(過)	1リットル中10ミリダ	測定法
略	略	略																				
3 pH値	略	略																				
—																						
4 有機物（全有機炭素の量）	有機物（全有機炭素の量）	有機物（全有機炭素の量）																				
略	略	略																				
3 水素イオン濃度	略	略																				
4 有機物等(過)	1リットル中10ミリダ	測定法																				

機炭素の量) 又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)) にあつては1リットル中3ミリグラム以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。	量) にあつては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法
5 大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	略	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

2 条例別表第1の8の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項又は2の項に定める基準により難く、かつ、衛生上危害が生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

略	略	略
2 有機物(全有機炭素の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	有機物(全有機炭素の量)にあつては1リットル中8ミリグラム以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては1リットル中25ミリグラム以下であること。	有機物(全有機炭素の量)にあつては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法
略	略	略

マンガン酸カリウム消費量)	ラム以下であること。	
5 大腸菌群	50ミリットル中に検出されないこと。	乳糖ブイヨン—ブリーミアントグリコーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
6 レジオネラ属菌	略	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

2 条例別表第1の8の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項又は2の項に定める基準により難く、かつ、衛生上危害が生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

略	略	略
2 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中25ミリグラム以下であること。	滴定法
略	略	略

4	レジオネラ属 菌	略	ろ過濃縮法又は冷却遠 心濃縮法
---	-------------	---	--------------------

第1号様式（第2条関係）

旅館業営業許可申請書

略

- 備考 1 略
2 略
3 次に掲げる図書を添付してください。ただし、旅館業を譲り受け
た者で営業施設の構造設備に変更がない場合は、営業施設の構造設
備を明らかにする図面の添付を省略することができます。

- (1) 〃 略
(2) 〃 略
(3) 〃 略
(4) 洗面用水が飲料水
____以外の水である場合は、水質検査成績書の写し
(5) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が飲料水
____以外の水である場合は、原湯、原水、上がり用湯及び上がり
用水が第9条第1項の水質基準に適合していることを証する書類
の写し
(6) 略

別紙 略

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

(営業許可申請書)

第2条 略

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない
(1) 略

4	レジオネラ属 菌	略	冷却遠心濃縮法又はろ 過濃縮法
---	-------------	---	--------------------

第1号様式（第2条関係）

旅館業営業許可申請書

略

- 備考 1 略
2 略
3 次に掲げる図書を添付してください。ただし、旅館業を譲り受け
た者で営業施設の構造設備に変更がない場合は、営業施設の構造設
備を明らかにする図面の添付を省略することができます。

- (1) 〃 略
(2) 〃 略
(3) 〃 略
(4) 洗面用水が水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水
道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から供給され
る水以外の水である場合は、水質検査成績書の写し
(5) 原湯、原水、上がり用湯及び上り用水____が水道法に規定する水
道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から供給され
る水以外の水である場合は、原湯、原水、上り用湯及び上り用水
____が第9条第1項の水質基準に適合していることを証する書類
の写し
(6) 略

別紙 略

(営業許可申請書)

第2条 略

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない
(1) 略

(2) 略

(3) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が飲料水以外の水である場合は、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が第10条第1項の水質基準に適合していることを証する書類の写し (浴槽水等の水質基準)

第10条 公衆浴場法施行条例 (平成28年茅ヶ崎市条例第65号。以下「条例」という。) 別表第1の1の項(1)に規定する飲料水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難く、かつ、衛生上危害が生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

略	略	略
3 <u>pH値</u>	略	略
4 <u>有機物(全有機炭素の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)</u>	<u>有機物(全有機炭素の量)にあつては1リットル中3ミリグラム以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては1リットル中10ミリグラム以下であること。</u>	<u>有機物(全有機炭素の量)にあつては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法</u>
5 <u>大腸菌</u>	<u>検出されないこと。</u>	<u>特定酵素基質培地法</u>
6 レジオネラ属	略	<u>ろ過濃縮法又は冷却速</u>

(2) 略

(3) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水が水道水以外の水である場合は、原湯、原水、上り用湯及び上り用水が第9条第1項の水質基準に適合していることを証する書類の写し (浴槽水等の水質基準)

第10条 公衆浴場法施行条例 (平成28年茅ヶ崎市条例第65号。以下「条例」という。) 別表第1の1の項(1)に規定する水道水以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難く、かつ、衛生上危害が生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

略	略	略
3 <u>水素イオン濃度</u>	略	略
4 <u>有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)</u>	<u>1リットル中10ミリグラム以下であること。</u>	<u>滴定法</u>
5 <u>大腸菌群</u>	<u>50ミリリットル中に検出されないこと。</u>	<u>乳糖ブイヨン—ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法</u>
6 レジオネラ属	略	<u>冷却速心濃縮法又はろ</u>

菌	過濃縮法
---	------

2 条例別表第1の1の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であって、同表の1の項又は2の項に定める基準により難く、かつ、衛生上危害が生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

略	略	略
2	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中25ミリグラム以下であること。 滴定法
略	略	略
4	レジオネラ属菌	冷却速心濃縮法又はろ過濃縮法

第1号様式(第2条関係)

公衆浴場営業許可申請書

略

- 備考 1 略
2 次に掲げる図書を添付してください。
(1) ~ 略

菌	心濃縮法
---	------

2 条例別表第1の1の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であって、同表の1の項又は2の項に定める基準により難く、かつ、衛生上危害が生ずるおそれがないと保健所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

略	略	略
2	有機物(全有機炭素の量)又は有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	有機物(全有機炭素の量)にあつては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法
略	略	略
4	レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却速心濃縮法

第1号様式(第2条関係)

公衆浴場営業許可申請書

略

- 備考 1 略
2 次に掲げる図書を添付してください。
(1) ~ 略

(3)

(4) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水が飲料水以外の水である場合は、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が第10条第1項の水質基準に適合していることを証する書類の写し

(3)

(4) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水が水道水以外の水である場合は、原湯、原水、上り用湯及び上り用水が第9条第1項の水質基準に適合していることを証する書類の写し

令和2年度決算に基づく茅ヶ崎市の健全化判断比率等について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立・公布されました。

地方公共団体は、国の算定基準に基づき、財政の健全性を判断するための4つの指標(健全化判断比率)と公営企業の経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)を公表することが義務付けられたため、本市も平成19年度から健全化判断比率等を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、市民のみなさまに対して公表を行っております。

平成21年4月から法律全体が施行されたため、地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」・「早期健全化段階」・「財政再生段階」の3つの段階に区分され、4つの健全化判断比率のうち、ひとつでも基準を超えた場合、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定め、財政の健全化を図らなければなりません。

1 健全化判断比率について

令和2年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

	本市の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (黒字)	11.38%	20.00%
② 連結実質赤字比率	— (黒字)	16.38%	30.00%
③ 実質公債費比率	1.2%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	48.2%	350.0%	

① 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計及び公共用地先行取得事業特別会計を合算し、会計間の重複を調整したもの)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(人口、面積等から算定するその団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の一般会計等の令和2年度決算の実質収支は黒字であったため、前年度同様、実質赤字比率は発生していません。

② 連結実質赤字比率

病院事業会計等の公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある会計が存在することになるため、赤字の早期解消を図る必要があります。

本市の全会計の令和2年度決算の実質赤字(収支)額及び資金不足(剰余)額を合算した結果は黒字であったため、前年度同様、連結実質赤字比率は発生していません。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%以上で起債が許可制となり、25%以上で一部の起債が制限されます。

令和2年度の本市の実質公債費比率(3カ年平均)は、1.2%で、前年度の0.7%から0.5ポイント悪化しましたが、早期健全化基準を大きく下回っています。悪化した主な要因は、一般会計に係る公債費の増によるものです。

④ 将来負担比率

地方債残高や職員の退職手当に係る負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要が生じることから、今後の財政運営が圧迫される等の問題が生じる可能性が高くなります。

令和2年度の本市の将来負担比率は48.2%で、前年度の48.7%から0.5ポイント改善しており、早期健全化基準である350%を大幅に下回っています。改善の主な要因は、将来負担額に係る公営企業債繰入見込額が減になったことや標準財政規模の増などによるものです。

早期健全化基準とは…

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告を行います。

また、財政健全化計画を定めている財政健全化団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

財政再生基準とは…

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣と協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている財政再生団体は、その実施状況を毎年度議会に報告し、公表を行います。

2 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和2年度決算においては、下表のとおり資金不足を生じた公営企業はないため、資金不足比率の該当はありませんでした。

会 計 名	①事業の規模	②資金不足額	資金不足比率(%) ②/①
公共下水道事業会計	4,260,884千円	— (資金不足なし)	—
病院事業会計	9,634,732千円	— (資金不足なし)	—

3 茅監第 3 0 号
令和 3 年 8 月 1 9 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 池田 雄二郎
同 伊藤 素明

令和 2 年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により
審査に付された令和 2 年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、
別紙のとおり意見を提出します。

(事務担当 監査事務局監査担当)

1 審査の対象

令和2年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期間

令和3年7月21日から令和3年8月18日まで

3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された令和2年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

健全化判断比率	2年度 (%)	元年度 (%)	早期健全化基準 (%)	備 考
実質赤字比率	—	—	11.38	実質赤字なし
連結実質赤字比率	—	—	16.38	連結実質赤字なし
実質公債費比率	1.2	0.7	25.0	
将来負担比率	48.2	48.7	350.0	

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和2年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス15.04%で、早期健全化基準の11.38%を下回っています。

イ 連結実質赤字比率について

令和2年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス28.23%で、早期健全化基準の16.38%を下回っています。

ウ 実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は1.2%で、前年度の0.7%と比較すると、0.5ポイント上昇し悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

エ 将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は48.2%で、前年度の48.7%と比較すると、0.5ポイント下降し改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

3茅監第31号
令和3年8月19日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一
同 池田 雄二郎
同 伊藤 素明

令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により
審査に付された令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、
別紙のとおり意見を提出します。

(事務担当 監査事務局監査担当)

1 審査の対象

令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

2 審査の期間

令和3年7月21日から令和3年8月18日まで

3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

(1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

区 分	資 金 不 足 比 率			備 考
	2 年 度 (%)	元 年 度 (%)	経 営 健 全 化 基 準 (%)	
公共下水道事業会計	—	—	20.0	資金不足なし
病 院 事 業 会 計	—	—	20.0	資金不足なし

(2) 個別意見

令和2年度茅ヶ崎市資金不足比率のうち公共下水道事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っており、良好な状態にあると認めます。

病院事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っていますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症関連の補助金の影響が大きく、次年度以降については同様の補助金の収入が見込めるかは不透明であるため、数値の推移を注視する必要があります。引き続き、「茅ヶ崎市立病院の経営改革について（茅ヶ崎市立病院リバイバル・ロードマップ）」における重要業績評価指標について、適宜状況を把握し、適切な取組を進めていくことを要望します。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

「報告第17号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和2年2月25日 午後4時頃
 事故発生場所 南湖六丁目12989（茅ヶ崎漁港海岸公園内）
 事故当事者 相手方 市外在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和2年2月25日 事故発生

令和2年2月26日 相手方より公園緑地課へ事故発生の連絡。

令和2年2月27日 転倒事故発生を全国市長会（代理店 損害保険ジャパン株式会社）に電話にて報告。

令和3年7月15日 専決処分（示談の締結）をする。

示談内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		110,300円
(算出内訳)		(治療費) 10,240円 (診断書発行手数料) 10,000円 (通学交通費) 26,460円 (通院慰謝料) 63,600円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	110,300円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 110,300円×100% =110,300円	

「報告第18号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和3年6月28日 午後2時28分頃
 事故発生場所 茅ヶ崎市室田一丁目地内
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和3年 6月28日 警備第二課より事故発生の連絡を受ける。
 令和3年 6月28日 事故発生を一般財団法人全国消防協会へ電話にて報告する。
 令和3年 7月26日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		17,402円
(算出内訳)		(修理費) 17,402円
過失割合	100%	0%
賠 償 額	17,402円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) $17,402円 \times 100\%$ $= 17,402円$	